

会報 全住協

2016
12月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

神山会長が旭日重光章を受章

当協会会長の神山和郎氏(日神不動産(株)代表取締役)は、多年にわたり住宅不動産業に精励するとともに業界の健全な発展に寄与したことにより、平成28年秋の叙勲において旭日重光章を受章し、11月8日に皇居・松風の間で安倍内閣総理大臣から勲章と勲記を伝達され、その後、豊明殿において天皇陛下に拝謁した。



神山会長は、昭和50年に日神不動産(株)(当時は日医信販(株))を設立し、マンションを中心に消費者に良質な住宅と良好な住環境を提供しつつ、平成15年3月には同社を東証一部に上

場するまでに育て上げたのを始め、設計施工、賃貸管理、リフォーム等住生活全般にわたる企業グループを形成し、企業人として社会に大きく貢献してきた。

一方で、早くから住宅不動産業界の健全な発展が住宅不動産事業者のみならず、消費者にとって利益となるとの信念に基づき業界活動に精励し、その真摯な姿勢は多くの尊敬を集めるとともに業界では近年稀な15年の長きにわたり協会長の職責を担い、業界においても重きをなしている。

神山会長の功績は大きくは二つある。一つは中堅団体の統合である。平成12年6月の(社)住宅産業開発協会(住産協)と(社)日本ハウズビルダー協会(ハウス協)の統合による(社)日本住宅建設産業協会(日住協)の設立に住産協の副会長として関わって以来、平成14年3月の日住協と(社)日本住宅宅地経営協会(日本宅協)との統合による新日住協の発足、そして平成25年4月の日住協と(一社)全国住宅建設産業協会連合会(住協連)との新設

合併による(一社)全国住宅産業協会(全住協)の設立を日住協の理事長、住協連の会長として主導し、住産協、ハウス協、日本宅協、住協連という4つの中堅団体の大同団結を成し遂げ、今や全住協は全国1,600社を擁する協会として業界の内外に確固たる地位を占めるに至った。

二つ目は政策活動である。神山会長は住産協の政策委員長時代から今日まで深く政策活動に携わり、その識見をもって毎年の政策要望を始め、リーマンショック、消費増税、東日本大震災による景気の落ち込み等への対応に力を尽くした。最近では空き家対策、マンション建替促進策、無電柱化の推進などに取り組み、これらの課題については平成27年4月から平成28年3月まで臨時委員を務めた社会資本整備審議会住宅宅地分科会においても意見を開陳するなど我が国の住宅政策にも大きく寄与している。

昭和21年1月、栃木県生まれの70歳。

なお、主な協会歴は次のとおり。

昭和62年5月	住産協理事
平成7年4月	同 理事・政策委員長
平成11年4月	同 副会長
平成12年6月	日住協設立 副理事長
平成13年5月	同 理事長代行副理事長
平成14年5月	同 理事長
平成14年5月	住協連副会長兼会長代行
平成15年4月	同 会長
平成25年4月	全住協設立 会長

公正競争規約研修会を開催

11月15日(火)、弘済会館にて研修会を開催した。「事業者として知っておくべき不動産広告の相談・違反事例と広告のルール」をテーマに、(公社)首都圏不動産公正取引協議会事務局次長の佐藤友宏氏が講師を務めた。

この研修会は毎年開催しており、今回も多くの会員が参加した。講義では、宅地建物取引業法や景品表示法、不動産公正競争規約の位置付けなど基本的な部分から、不動産広告のルールについて、実際の相談事例や処分を受けた違反事例などを紹介した。また、違法広告を出さないためのチェックポイント等も解説された。

ほかには、インターネットによる「おとり広告」等の重大な不当表示が後を絶たず、社会的非難を受けていることから、新たな処分(主要な不動産ポータルサイトへの広告掲載を原則として1か月間停止等)が決定したことも触れられていた。(7頁参照)

講義終了後には自社の広告方法等について個別質問を行う受講者も多数見られた。



▲講義の様子

本別町で空き家視察等を行う

11月20日(日)、北海道本別町老人福祉センターにて開催された「本別町空き家セミナー」で当協会新規事業委員会メンバーが「いまさら聞けない『空き家対策』とは」と題し、講演を行った。引き続き、セミナー後には「空き家・住まいに関する無料相談会」にて複数の個別相談に対応した。

また、21日(月)・22日(火)には当協会が構成団体として参加している「本別町居住支援協議会」による空き家現地調査や特定空家基準意見交換会・打合せが開催され、同町内の空き家を調査確認し、同町が策定を進める特定空家基準案について北海道庁担当者等と意見交換を行った。



▲空き家セミナー・無料相談会



▲空き家現地調査

目次

- ・神山会長が旭日重光章を受章…………… 2
- ・トピックス…………… 3
- ・宅地建物取引士法定講習のご案内…………… 4
- ・不動産投資市場政策懇談会
報告書(ポイント)…………… 5
- ・住宅ローンアドバイザー養成講座募集のご案内…………… 6
- ・国土交通省周知依頼ほか…………… 7
- ・協会だより…………… 8
- ・会員レポート(東神興業株)…………… 11

宅地建物取引士法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引士法定講習を下記の要領で実施いたします。

1. 講習日

平成29年2月17日(金)

2. 講習時間

9:45(受付)~17:50

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録している取引士で、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成29年2月17日~平成29年8月16日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

4. 申し込み方法

(1) 来所による受付

① 受付時間 9:30~17:00

(12:00~13:00除く、土・日・祝祭日は休み。)

② 申込み時に必要なもの

イ. 宅地建物取引士証交付申請書(協会に備えてあります。)

ロ. カラー顔写真(全部同一のもの3枚、神奈川県登録の場合は4枚。タテ3cm×ヨコ2.4cm。家庭用インクジェットプリンターで印刷した写真、ポラロイド写真等で不鮮明なものや劣化の可能性のあるものは不可。)

ハ. 受講費用 16,500円

ニ. 印鑑

(シャチハタ印は不可)

ホ. 現在お持ちの取引士証

(各都県に返納済の方は、返納受領書。)

新規の方は、各都県からの登録通知ハ

ガキ。

2) その他

① 会社の宅建免許番号を控えてきてください。

② 取引士資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・本籍・勤務先に変更のある方は、申込み前に登録した各都県に変更届を提出してください。

詳細は各都県の以下の窓口にお問合せください。

- ・ 東京都都市整備局住宅政策推進部
不動産課免許係：03-5320-5063
- ・ 埼玉県都市整備部建築安全課
宅建業免許担当：048-830-5492
- ・ 千葉県県土整備部建設・不動産課
不動産班：043-223-3238
- ・ (公社)神奈川県宅地建物取引業協会
：045-633-3036
- ・ 静岡県暮らし・環境部建築住宅局
住まいづくり課宅建物班
：054-221-3072

5. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階

TEL 03-3511-0611

6. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

●不動産投資市場政策懇談会 報告書(ポイント)

不動産投資市場政策懇談会の下に設置された制度検討ワーキング・グループにおいて、不動産特定共同事業に関する制度のあり方について検討を行ってきたところ、報告書がとりまとめられた。

背景

- 空き家・空き店舗等が全国で増加する一方で、志ある資金を活用して不動産ストックを再生し、地方創生につなげる取組が拡大している。このような取組において、組合形式で出資を募り、不動産の賃貸等によって収益を得て投資家に還元する場合、不動産特定共同事業法が適用されるが、その**許可要件は地方の事業者にとってはハードルが高く、見直しが必要。**

※不動産特定共同事業：組合形式で出資を行い、不動産の売買や賃貸による収益を配当して投資家に還元する事業。不動産特定共同事業法が適用され、許可取得が必要。

- 地域活性化事業への資金調達方法として、インターネットを活用したクラウドファンディングが広がっているが、不動産特定共同事業では書面での取引しか想定しておらず、**電子化への対応が必要。**
- 観光や物流等の成長分野を中心に質の高い不動産ストックの形成を促進するため、**不動産特定共同事業がより一層活用されるような規制の見直しが必要。**

報告書で示された検討の方向性

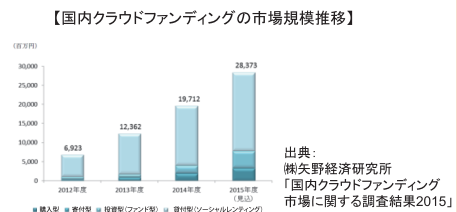
小規模不動産特定共同事業に係る特例の創設

- 空き家・空き店舗等の再生・活用事業に地域の不動産事業者等が幅広く参加できるように、**事業規模に一定の上限を設定した「小規模不動産特定共同事業」**を創設。
- 事業者の資本金要件等の許可要件を緩和し、新規参入を容易にするとともに、投資家保護にも配慮。



クラウドファンディングに対応した環境整備

- 不動産特定共同事業において、**投資型クラウドファンディングに対応**するよう、インターネットを通じて事業を行うために必要な規定を整備。投資家に対する適切な情報の提供など一定の行為規制の整備。
- 契約締結前書面等の電磁的記録による交付等に関する規定を整備。



良質な不動産ストックの形成を推進するための規制の見直し

- 成長分野への良質な不動産供給のため、不動産特定共同事業がより活用されるよう、以下のとおり**規制の見直し**。

- ・特例投資家のみを対象とする事業における約款規制の緩和
- ・特例投資家のうち、一定要件を満たす者のみを事業参加者とする事業における規制緩和
- ・特例事業への事業参加者の範囲を一般投資家まで拡大

【不動産特定共同事業による供給例】

旧耐震のホテルを建て替え、環境性能の高いホテルを開発



出典：ケネディクス社公表資料

住宅ローンアドバイザー養成講座募集のご案内

(一財)住宅金融普及協会では、下記のとおり住宅ローンアドバイザー養成講座を開催します。

1.住宅ローンアドバイザーについて

多様な金融機関から様々な住宅ローン商品が提供されているなかで、住宅ローンを検討されるお客様が最適な住宅ローンを選ぶことが難しくなっています。

住宅ローンアドバイザーは、消費者保護や説明責任を果たし、住宅ローンについての正確な商品知識、リスク、情報などをアドバイスする資格者です。

2.資格登録のメリット

- ◎「住宅金融普及協会住宅ローンアドバイザー登録証」(カード型)が交付されます。
- ◎「住宅金融普及協会住宅ローンアドバイザー」の名称が使用できます。
- ◎登録者の皆様に必要な情報満載の「登録者マイページ」をご利用いただけます。
 - ・住宅ローンアドバイザー通信
 - ・住宅ローンシミュレーション「ローン計算の鉄人」
 - ・住宅コラム
 - ・「住宅ローンアドバイザー養成講座」映像配信 など
- ◎住宅ローンアドバイザー向けセミナーに参加することができます。
- ◎ご希望により、「住宅ローンアドバイザー登録者検索サービス」サイトに氏名、連絡先等を掲示できます。
- ◎割引価格にて、住宅金融普及協会発行の「ポケット住宅データ」の購入、「住宅問題調査会」への加入ができます。

3.募集要項

[申込期間] 平成29年1月13日(金)まで
 [開催会場] 全国41会場。
 専用サイト(<https://www.loan-adviser.jp/>)で

ご確認ください。

[受講コース]

Aコース

Web対応パソコンで「基礎編」「応用編」の映像講義を受講し、会場で「応用編」効果測定を受験。

基礎編(Web講習) 270分 **効果測定**
 11/14(月)～「応用編」効果測定受験日



応用編(Web講習) 250分
 11/14(月)～「応用編」効果測定受験日



「応用編」効果測定開催日
 2/14(火)、2/16(木) 16:00～17:00
 2/18(土) 10:00～11:00

Bコース

会場で「基礎編」「応用編」のDVD講義を受講。

基礎編(会場DVD講習) 10:00～17:00
 火曜日クラス 1/31
 木曜日クラス 2/2 **効果測定**



応用編(会場DVD講習) 10:00～17:00
 火曜日クラス 2/14
 木曜日クラス 2/16 **効果測定**

[受講料・登録料]

受講料	Aコース	21,600円
	Bコース	25,920円
登録料		10,800円
登録更新料		10,800円(3年ごと)

4.問合せ等

(一財)住宅金融普及協会
 住宅ローンアドバイザー課
 TEL 03-3260-7346
 専用サイト (<https://www.loan-adviser.jp/>)

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について

国土交通省担当部局より周知依頼がありました。

国土利用計画法(以下「法」という。)第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約締結後2週間以内に、市町村の長を經由して都道府県知事又は指定都市の長に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないこととされています。

事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、かつ、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために必要な制度であり、権利取得者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化を勘案し、必要最小限の措置となっています。しかしながら、一部の宅地建物取引業者の中には、届出が必要な土地取引について届出がなされていないなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。このような無届の取引により法

第47条第1号の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法第65条第1項第3号又は第3項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による指示、同条第2項第1号の2又は第4項第1号に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による業務の停止の対象となり得ます。

については、本制度の趣旨を御理解の上、貴団体加盟業者に対して、業務に際しての法令の遵守や事後届出制の国民への周知について、徹底願います。また、本制度は、宅地建物取引業法第35条第1項第2号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として又は土地取引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当する制度であることについても、併せて周知徹底をお願いします。

規約違反事業者への新たな対応について

(公社)首都圏不動産公正取引協議会より周知依頼がありました。

当協議会は、インターネット広告の適正化を推進するため、主要な不動産ポータルサイト5社(アットホーム(株)、(株)CHINTAI、(株)ネクスト、(株)マイナビ及び(株)リクルート住まいカンパニー)をメンバーとする「ポータルサイト広告適正化部会」を設置し、メンバー各社及び当協議会が認定したおとり広告等の違反物件の情報共有を行い、該当物件情報については削除するほか、再発防止等の策を講じております。

しかしながら、インターネットによる「おとり広告」等の重大な不当表示は後を絶たず、マスコミ等でも採り上げられるなど社会的非難も受けております。また、消費者庁から、不動産公正取引協議会連合会に対し、平成28年4月25日

付で「不動産のおとり広告に関する取締り強化の要請について」と題する書面が送付されるなど、「おとり広告」の是正が強く求められている状況になっております。

そこで、同部会は、インターネット広告の適正化をより一層推進するため、新たな方策として、当協議会が嚴重警告及び違約金課徴の措置を講じた事業者に対し、部会メンバー各社のサイトへの広告掲載を原則として1か月間以上停止する等の処分を行うことを決定し、平成29年1月から開始することとしております。

つきましては、このような対応を採ることについて、貴団体傘下の会員事業者にも周知していただきますようお願いいたします。

協会だより

理事会開催状況

[理事会]

日 時 平成28年10月21日(金) 16:00~16:50
場 所 ホテルニューオータニ
議 事 平成29年度国土交通省住宅関連施策(要望)等、ワンストップサービスの構築、小委員会の設置等の報告、会員の入会承認、優良事業表彰規程の一部変更及び第7回優良事業表彰、平成29年新年賀会、成年後見制度に関する不動産資格等の審議を行った。

入会

正会員

会 社 名 エムズイースト株式会社
代 表 者 深山 信次
住 所 〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央
2-7-1 吉田興業第二ビル5階
T E L 043-445-7611
F A X 043-445-7612
事業内容 事業用物件に特化した不動産販売及び賃貸管理、自社物件造成申請中。



会 社 名 健美家株式会社
代 表 者 倉内 敬一
住 所 〒107-0062 東京都港区
南青山3-1-7 2階
T E L 03-6804-5314
F A X 03-6804-5313
事業内容 収益物件(投資用不動産)に特化したサイトを運営。国内最大規模。



会 社 名 ケーイーアイ株式会社
代 表 者 山村 裕
住 所 〒171-0021 東京都豊島
区西池袋1-18-2 藤久
ビル西1号館4階
T E L 03-5950-8200
F A X 03-5950-8228



事業内容 首都圏で権利調整案件・相続案件の買取事業を展開。

会 社 名 戸建分譲研究所株式会社
代 表 者 松沢 博
住 所 〒333-0866 埼玉県川口
市芝4-21-7



T E L 048-269-4073

F A X 048-269-4073

事業内容 戸建分譲の市況分析を基にした事業成功のためのマーケティングコンサルティング。

会 社 名 株式会社COLORS
代 表 者 小島 貴寿
住 所 〒101-0044 東京都千代
田区鍛冶町2-6-2 上野
ビルディング8階



T E L 03-6206-0345

F A X 03-6206-0346

事業内容 首都圏で投資用マンション分譲展開中。ブランド「フェルクルール」発売中。

会 社 名 リストマネジメント
株式会社

代 表 者 北見 尚之
住 所 〒231-0015 神奈川県
横浜市中区尾上町4-47



T E L 045-664-9990

F A X 045-664-9991

事業内容 一戸建の建設、マンションリフォーム及び住宅リノベーション事業。

会 社 名 株式会社
エスコンリビングサービス
代 表 者 明石 啓子
住 所 〒101-0062 東京都千代
田区神田駿河台4-2-5
トライエッジ御茶ノ水12階



協会だより

T E L 03-3526-6171

F A X 03-3526-6172

事業内容 オペレーション事業を通じて新たな付加価値を提供するサービスを展開。

会社名 ナイスコミュニティー
株式会社



代表者 長谷川 昌男

住所 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-2-13

T E L 045-501-5005

F A X 045-504-3498

事業内容 首都圏を中心に6万戸のマンションを管理、不動産流通業も積極展開中。

中国支部

会社名 アイデザインホーム
株式会社



代表者 安藤 英史

住所 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町3-13-21

T E L 082-208-0102

F A X 082-208-0103

事業内容 注文住宅を適正価格で販売施工しています。

会社名 東宝ホーム株式会社

代表者 渡部 通

住所 〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-2-31



T E L 082-545-8600

F A X 082-545-8605

事業内容 「出迎え三步、見送り七歩」がモットー。注文住宅主体の会社。

賛助会員

会社名 アグリゲート株式会社

代表者 山下 英治

住所 〒163-8012 東京都新宿区西新宿6-21-1
アイタウンプラザ211



T E L 03-6279-4405

F A X 03-6279-4980

事業内容 光回線(インターネット)と24時間365日駆けつけサービスが一つになったQOL光を提供。

会社名 日本リビング保証株式会社

代表者 安達 慶高

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-28-6
いちご西参道ビル6階



T E L 03-6276-0401

F A X 03-6893-6684

事業内容 住宅関連の検査、保証、修繕とポイント制度運営等総合アフターサービスを提供。

省エネ住宅ポイントに係るお知らせ

●工事完了前申請について

新築-共同住宅(階数10以下)、リフォーム-共同住宅等(階数10以下、耐震改修あり)は、平成29年3月31日が完了報告期限です。

完了報告書は、申請書と同じ提出先に提出してください。

●問合せ先

省エネ住宅ポイント事務局 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始含む)

TEL 0570-053-666

[URL] <http://shoenejutaku-points.jp/>

協会だより

会社名 株式会社アーバンプラン

代表者 佐々木 央

住所 〒163-0634 東京都
新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル34階

T E L 03-5909-0515

F A X 03-5909-0516

事業内容 オフィス内装を中心とした、インテリアデザイン、内装工事、家具販売を提供。



代表者変更

会社名 ミサワホーム近畿株式会社

新代表者 横田 純夫

会社名 株式会社カワハラ

新代表者 河原 淳一郎

住所変更

会社名 株式会社エクステージ

一級建築士事務所

新住所 〒343-0041 埼玉県越谷市千間台
西1-5-2 千間台KMビル202

T E L 048-970-5577 (従来どおり)

F A X 048-970-5578 (従来どおり)

会社名 グッドモーニング

コミュニケーション

株式会社

代表者 薦田 敏博

住所 〒101-0032 東京都
千代田区岩本町1-2-11 渡東ビル
ディングアネックス403

T E L 03-6681-0615

F A X 06-6121-8629

事業内容 不動産仲介業の業務ご支援、間取り図、マイソク図、折込チラシ作成を格安提供。



秋の褒章

平成28年秋の褒章の当協会関係の受章者は次のとおり。

【褒章】

◇吉田立志氏 黄綬褒章

ヨシコン(株)代表取締役

当協会副会長

静岡県都市開発協会理事長



業務日誌

10月21日(金)	・ 宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館) ・ 理事会を開催。(ホテルニューオータニ)
25日(火)	・ 松本洋平衆議院議員「励ます会」に神山会長が出席。(京王プラザホテル) ・ (公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント)
	・ 不動産仲介セミナーを開催。(貸会議室ティーオージー)
11月 8日(火)	・ 第81回全住協ゴルフコンペを開催。(小金井カントリー倶楽部)
15日(水)	・ 不動産仲介セミナーを開催。(主婦会館) ・ 公正競争規約研修会を開催。(弘済会館)
	・ 斉藤鉄夫衆議院議員「励ます会」に神山会長が出席。(ホテルニューオータニ)
17日(木)	・ ワンストップサービス特別委員会を開催。(協会会議室) ・ 高村正彦衆議院議員「励ます会」に神山会長が出席。(京王プラザホテル)

会報 全住協 通巻45号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(平成28年12月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

白神生ハムの製造

— 東神興業(株) —

[事業概要]

弊社は、昭和 38 年に創業し今年 7 月で 54 年目を迎えました。社名の由来は東京と神奈川で業を興すという事から命名され、当初は宅地造成事業を主な事業とし東京、千葉、神奈川エリアで大規模宅地開発を行ってきました。その後、昭和 50 年代頃からはマンション事業や戸建て分譲事業に転向し、現在では都内を中心に投資用マンション開発や、賃貸業、仲介業を行うマンションデベロッパーとして展開しております。

[地域貢献事業]

これまではチャリティー活動として、マンドリンオーケストラによる「トーンチャリティーコンサート」を 20 年間開催し、盲導犬育成や阪神淡路大震災等に寄付をしてきました。50 周年の節目にあたり、創立者である根田哲雄は故郷である秋田県大館市に貢献したいとの思いで平成 22 年 9 月「白神フーズ株式会社」を創立いたしました。

この事業は、少子化で相次ぎ廃校となっていた小学校校舎の維持・活用について当時の大館市長から悩みを相談されたことがきっかけでした。何に活用できるか研究を重ねたところ、校舎というのは日当たりが良く窓が多くて広い校庭があり風を遮るものが無く、生ハム造りに適しており、本場スペインの環境にも近いことが解りました。そこで、世界自然遺産に選ばれた白神山地の麓に位置し冷涼な風が吹き込んでいる山田地域が最も適しているとのことで旧山田小学校（写真参照）を工場として借り上げ操業を始めました。

給食室は製造室となり職員室は事務所に、

〒 167-0043 東京都杉並区上荻 1-23-19

東神荻窪ビル 5F

TEL 03-5335-6861

代表取締役 根田 吉雄

校長室は大型冷蔵庫で、各教室を生ハムの保管庫として活用しています。事業者としては設備投資を抑えることができ、大館市としては定期的な賃料収入と校舎の維持管理や地元の雇用に貢献することができ、行政・地域・事業者の三者がwin-winの関係を築くことができ、今では地域の活性化とコミュニティーにも貢献することができました。この取り組みは廃校活用の成功例として、NHKを始めとする主なTV局が取材に訪れ、また読売新聞、産経新聞など新聞社や雑誌等にも報道されました。また、他の市区町村からも頻りに視察に来られ、一定の評価を得ることができました。

[食の安心安全]

白神フーズが製造販売する「白神生ハム」は、スペインのハモンセラーノ製法（ハモンは生ハム、セラーノは山を意味し、塩漬けにした豚の後足部分の骨付き肉を長期間乾いた場所に吊るして造る）をもとに製造しています。食の安心安全にもこだわり、原材料は地元秋田の三元豚（SPF 認定豚）とミネラル豊富な天日塩以外の添加物は一切使用しておらず一本一本丁寧に手造りされ 1 年以上長期熟成している本物の生ハムです。まろやかなコク、薫り高い味わいと歯ごたえが楽しめます。ワイン、日本酒、に最高の脇役になること間違いありません。また、パーティー等でも大好評をいただいております。



白神生ハム（左）と
旧山田小学校（下）



全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の16社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・全保連(株)	賃料保証システム
・(株)シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)週刊住宅新聞社	宅建受験対策書籍
・e-Net少額短期保険(株)	賃貸住宅の少額短期保険
・(株)トルネックス	エマージェンシーキット、エマージェンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・アクアクララ(株)	宅配水サービスの「はじめてセット」
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」
・(株)一貫堂	簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・日本ポリプロ(株)	我が家の防災ファイル
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)ベーシック	ENJO(エンヨー)オリジナルセット
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報社、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)プライシングジャパン	

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

社団法人 北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2南1条銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
社団法人 秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1サントノレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
社団法人 東北住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字巻町24-5	TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282
社団法人 北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
社団法人 富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
社団法人 北陸住宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
社団法人 静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
社団法人 東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
社団法人 中京住宅産業協会	〒460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2-1-9 FLEXビル14F	TEL.052-261-8961 FAX.052-251-3755
社団法人 関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
社団法人 岡山県住宅地供給協会	〒700-0901	岡山県岡山市北区本町4-18 コア本町3F	TEL.086-231-0990 FAX.086-225-1904
社団法人 広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
社団法人 四国住宅地経営協会	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
社団法人 九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
社団法人 九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
社団法人 鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
社団法人 沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

支 部

北海道支部	〒063-0836	北海道札幌市西区寒夏16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
関西支部	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
中国支部	〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀6-16 第一東亜ビル3F	TEL.082-228-5002 FAX.082-228-5068

特別会員

社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

本 部 事 務 局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyoku.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

